

【3】労働者・使用者

労働者

事業又は事務所に使用される者であること

賃金を支払われる者であること

使用される・・・他人の指揮命令を受けて労働に従事する(使用従属関係)

賃金を支払われる・・・労働の対償として支払われる(無償作業は労働者に該当しない)

【3】労働者・使用者

CHECK !

個人事業主や法人の代表者など、事業主体との間に使用従属関係のない者は労働者に該当しない。社長・取締役など名称の如何を問わず業務の指揮、監督にある者であっても、労働を提供して賃金を支払われている場合は労働者に該当する。

請負・委任の形をとる場合は、使用従属関係にあるか否かと、報酬が仕事の完成や事務処理に対して支払われているか等を勘案し労働者か否か決まる。

【3】労働者・使用者

参考

労働者に該当	労働者でない
<ul style="list-style-type: none">・パート・アルバイト・日雇い、臨時雇い・業務執行権、代表権を持たない取締役で、労働の対償として賃金を受け取る者・他の労働者と同一労働条件で使用される同居の親族	<ul style="list-style-type: none">・同居の親族(原則)・家事使用人・下請負人・家内労働者・生命保険の外務嘱託員・競輪選手・個人企業の代表者・法人の、団体、組合の代表者 業務執行者者

【3】労働者・使用者

使用者

事業主及び事業主に代わって労働者を指揮命令
または監督するもの

事業主

個人事業 個人事業主
会社など 法人そのもの

経営担当者

法人の理事、会社の取締役(事業全般について
権限と責任を負う者)

労働者に関する事項について事業主のために行為
をする全ての者

【3】労働者・使用者

CHECK！ 出向の場合の使用者責任

在籍型出向

転籍型出向

出向契約

転籍契約

出向元

出向先

出向元

出向先

労働契約

労働契約

労働契約

労働契約

(指揮命令権)

(指揮命令権)

従業員

従業員

出向元及び出向先に、それぞれの権限と責任に応じて分担して使用者責任を負う。

すべて出向先が負う。

【3】労働者・使用者

CHECK！ 派遣の場合の使用者責任

派遣元	派遣先
<ul style="list-style-type: none">・労働契約・賃金、割増賃金・年次有給休暇・災害補償・就業規則 等	<ul style="list-style-type: none">・公民権行使の保障・労働時間、休憩、休日 等